

児童手当 認定請求書

提出年月日
令和 6・7・8

※受付確認年月日
令和 ・ ・

軽井沢町長 殿

①（ふりがな）あさま たろう

②性別男 女

③生年月日昭和・平成 58・8・1

※認定・却下年月日

※支給開始年月

氏名
（法人名等）浅間 太郎

④職業ア. 被用者
イ. 公務員
ウ. 被用者等でない者

⑤配偶者有・無

令和 ・ ・

令和 年 月 分

⑥住所
（法人の主たる事務所の所在地）〒 389 -0111
軽井沢町大字長倉〇〇〇-●

1月1日時点の住所
（1～5月分は前年、
6～12月分は本年）東京都港区123-456

（左欄と異なる場合に記入してください）

⑦個人番号1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

⑧請求者の加入している
公的年金制度の種別ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他（ ）

令和 年分所得額

円

⑨（ふりがな）あさま はな

⑩生年月日昭和・平成 58・8・2

⑪請求者の控除対象配偶
者または同一生計配偶者
の場合に○印

控除対象配偶者
同一生計配偶者

⑫個人
番号1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 4

円

氏名浅間 花

⑬職業ア. 被用者
イ. 公務員
（勤務先：
ウ. 被用者等でない者

1月1日時点の住所
（1～5月分は前年、
6～12月分は本年）東京都港区123-456

（左欄と異なる場合に記入してください）

⑭児童の兄弟等
（18歳に達する日以後の最初の3月31日
を経過した後22歳に
達する日以後の最初の
3月31日までの間
にある者）

氏名浅間 一郎

続柄子

生 年 月 日平成 16・8・3

⑮監護相当の有無有・無

⑯生計費負担の有無有・無

同居・別居同・別

⑰海外留学をしている
場合の出国年月令和 年 月

[注意]
⑱「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」
の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての
確認書」をご提出ください。
（⑱児童の兄弟等と⑲児童の合計人数が3人以上の場合に限る。）

※算定対象の
場合に○印

氏名浅間 花子

続柄子

生 年 月 日平成 20・8・4

⑮監護の有無有・無

⑯生計関係同・維持

同居・別居同・別

⑰海外留学をしている
場合の出国年月令和 年 月

住所
（別居の場合）東京都港区456-789

※児童との関係
該当する場合に
○印・未成年後見人
・父母指定者
・同居父母

※第3子以降の
場合に○印（月額30,000円）

※3歳未満の
場合に○印（月額15,000円）

※左記以外の
場合に○印（月額10,000円）

※手当月額円

氏名浅間 二郎

続柄子

生 年 月 日平成 28・8・5

⑮監護の有無有・無

⑯生計関係同・維持

同居・別居同・別

⑰海外留学をしている
場合の出国年月令和 年 月

住所
（別居の場合）東京都港区456-789

※児童との関係
該当する場合に
○印・未成年後見人
・父母指定者
・同居父母

※第3子以降の
場合に○印（月額30,000円）

※3歳未満の
場合に○印（月額15,000円）

※左記以外の
場合に○印（月額10,000円）

※手当月額円

氏名浅間 花美

続柄子

生 年 月 日平成 4・8・6

⑮監護の有無有・無

⑯生計関係同・維持

同居・別居同・別

⑰海外留学をしている
場合の出国年月令和 年 月

住所
（別居の場合）東京都港区456-789

※児童との関係
該当する場合に
○印・未成年後見人
・父母指定者
・同居父母

※第3子以降の
場合に○印（月額30,000円）

※3歳未満の
場合に○印（月額15,000円）

※左記以外の
場合に○印（月額10,000円）

※手当月額円

⑲児童

氏名浅間 花子

続柄子

生 年 月 日平成 20・8・4

⑮監護の有無有・無

⑯生計関係同・維持

同居・別居同・別

⑰海外留学をしている
場合の出国年月令和 年 月

住所
（別居の場合）東京都港区456-789

※児童との関係
該当する場合に
○印・未成年後見人
・父母指定者
・同居父母

※第3子以降の
場合に○印（月額30,000円）

※3歳未満の
場合に○印（月額15,000円）

※左記以外の
場合に○印（月額10,000円）

※手当月額円

⑳支払希望
金融機関

名称八十二 信組 金庫 農協 漁協

⑳預金種別普通・当座

支店コード1 1 1

支店名軽井沢支店

⑳口座番号1 2 3 4 5 6 7

⑳口座名義アサマ タロウ
浅間 太郎

※合計月額円

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷书（かいしよ）ではっきり書いてください。

申請月の翌月分から支給になるので注意。
月末は15日猶予(特例)があるので支給月に注意。
例) 4月29日転入の場合
①提出年月日：4月30日→5月分から支給 前年住所
②提出年月日：5月14日→5月分から支給 前年住所
※転入日から15日以内の申請のため
③提出年月日：5月15日→6月分から支給 本年住所

前年の所得額を記入。（1～5月分は前々年）

●「控除対象配偶者」とは
同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が
1,000万円以下の場合の配偶者を言います。
●「同一生計配偶者」とは・・・
以下①～④全て該当する方
①民法上配偶者であること。
②納税者と生計を一にしていること。
③合計所得（年）48万円以下（給与所得のみの場合、
給与収入が103万円以下であること。）
④青色申告者の事業従事者としてその年を通じて一
度も給与の支払いを受けていないことまたは白色申
告者の事業従事者でないこと。
★配偶者の所得が高い(103万より高)場合、○印不要

●別居監護
児童と別居の場合記入。
★別居監護申立が必要

●海外留学
日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで3年を
超えて日本国内に住所を有していた者が教育を目的
として外国に移住すること。
※日本国内に住所を有しなくなった日から3年まで。
※父母等と同居する場合は除く。

(注)口座は請求者名義の口座と
なります。